

関西保育福祉専門学校で キャリアアップを目指す社会人の方へ



関西保育福祉専門学校・保育科は

『専門実践教育訓練講座』の指定を受けました。

専門実践教育訓練講座（教育訓練給付金）とは

厚生労働大臣が指定した専門実践教育訓練講座を受講および修了した場合、教育訓練経費の一定割合が支給される制度です。（支給対象となるには一定の要件に該当される場合になります。）

給付金は、教育訓練経費（授業料・実習費^{★1}）の50%（年間上限40万円）が最大2年間支給されます。さらに、保育士資格を取得し、修了後1年以内に雇用保険の被保険者として雇用されると、教育訓練経費の70%（年間上限56万円）で既支給分の差額が追加支給^{★2}されます。



本校における「教育訓練給付金」の支給額

（単位：円）

項目		1年	2年	合計
教育訓練 経費 (学費)	授業料	830,000	830,000	1,660,000
	実習費	70,000	70,000	140,000
	合計	900,000	900,000	1,800,000
給付金	教育訓練給付金 ^{★1}	400,000	400,000	800,000
	同上(追加分) ^{★2}	160,000	160,000	320,000
	合計	560,000	560,000	1,120,000
学費自己負担額		340,000	340,000	680,000

※上記の給付金は、一定の条件を満たし最大限支給された場合です。

※その他に、教科書代、トレーニングウェア費、教材費、タブレット代等が別途20万円程度（2年間）が必要です。



お問い合わせ

教育訓練給付金の支給対象者、支給申請手続など詳細については、ハローワークインターネットサービスのホームページ又はお住まいを管轄する公共職業安定所（ハローワーク）にお問合せください。

<指定番号：2810028-2310011-1>

〔ハローワークインターネットサービス HP〕

https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_education.html

